

リース会計専門委員会の審議状況の報告**1. 専門委員会での検討内容****(1) 第 90 回企業会計基準委員会での了承内容**

現行基準の原則法である「売買取引に準じた会計処理」をベースに審議を行うこととし、今後、専門委員会で具体的な検討を開始する。なお、適用時期に関しては、税務との調整を含む環境諸条件を総合的に勘案し、委員会で審議のうえ今後決定する。

上記の了承の前提として、事務局から以下の提案がなされている。

- 中小企業への適用、少額資産の取扱いについては、別途検討する。
- リースが単純な売買と異なる点を踏まえ、費用配分、収益配分のあり方について、別途検討する。
- 上記について、専門委員会において審議を行い、具体的な会計処理をとりまとめ、平成 17 年度中を目途に、企業会計基準委員会で公表する。

(2) 専門委員会の進め方**検討の範囲**

- 「売買取引に準じて会計処理」をベースにした場合の、所有権移転外ファイナンス・リースの具体的な会計処理、中小規模の会社の取扱い、少額資産の取扱いについて検討を行い、これらの検討に関連する項目以外は、原則として現状の実務を踏襲する。
- 上記のほか、リース会計基準で定められていない開示については検討を行う。

検討の順番

- 借手（２回） 貸手（２回） 借手・貸手を合わせた検討の順番で検討する。
- 現在までに専門委員会を 3 回実施している。

2. 現在までの議論の要約（売買取引に準じた会計処理（借手）に関する事務局提案たたき台）

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
借手の会計処理の一般的な考え方(費用配分の考え方)	<p>【利息法により逡減的に費用計上する方法】を原則的な方法とし、簡便的な取扱いとして一定の場合に【定額的に費用計上する方法】の適用を認めてはどうか。</p> <p>の一定の場合として、会社全体のリース資産が重要性がないと認められる場合に、【定額的に費用計上する方法】の適用を認めてはどうか。以下のような規準が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負債に与える影響度 ・有形固定資産残高に対する比率 ・自己資本比率に与える影響度 <p>【定額的に費用計上する方法】については、以下のいずれかの方法を選択できることとしてはどうか。</p> <p>利息相当額を定額費用処理する方法</p> <p>利息相当額を控除しない方法</p> <p>上記の取扱いの他、個々のリース資産が一定の金額以下である場合には、オペレーティング・リース取引として（又は準じて）取り扱うことができるとしてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「中小企業の会計に関する指針」の適用対象とならない非公開企業大会社については、「会社全体のリース資産に重要性がないと認められる場合」と同様の扱いで良いのではないかと。また、それらの子会社については、「個々のリース資産が一定の金額以下である場合」と同様の扱いで良いのではないかと。 ■ 利息法での費用配分を原則とすることは、リースが複合的性格（賃貸借・サービス・金融）を有する中で、金融面に偏ってしまうのではないかと。 ■ 元利分解の事務の手間を考慮すると、「会社全体のリース資産に重要性がないと認められる場合」も「個々のリース資産が一定の金額以下である場合」と同様に、賃貸借取引に準じた処理で良いのではないかと。 ■ PLを定額処理した場合、減価償却費でなく、リース料ないしリース費用で良いのではないかと。 ■ 個々のリース資産が一定の金額以下である場合

審議事項（５） - １

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
		の取扱いの表現は、「オペレーティング・リース取引として(又は準じて)取り扱う」よりも、「賃貸借取引に準じて取り扱う」のほうが良いのではないか。

<参考>

借手の会計処理（所有権移転外ファイナンス・リース取引）

【原則的な取扱い】

	貸借対照表	損益計算書
原則	資産及び負債の計上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支払利息の計上（利息法により逡減的に費用計上） ■ 減価償却費の計上

【簡便的な取扱い】

	貸借対照表	損益計算書
会社全体のリース資産に重要性がないと認められる場合	資産及び負債の計上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支払利息の計上（定額的に計上又は利息相当額を認識しない） ■ 減価償却費の計上
個々のリース資産が一定の金額以下である場合	資産及び負債を計上しない。 【オペレーティング・リース取引として(又は準じて)扱う = 賃貸借取引に準じた処理】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支払リース料の計上

審議事項（５） - 1

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
少額資産の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下のリース実務指針における、資産計上を省略することができる規準を踏襲してはどうか。 (a) 少額なリース資産（資産の取得の場合の費用計上の基準と同じ。1単位ごとに20万円など） (b) リース期間が1年未満のリース取引 (c) 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりの金額が少額な取引（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の取引） ■ 上記の(a)(b)(c)に該当するリース取引については、オペレーティング・リース取引として（又は準じて）取り扱うことができるとしてはどうか。 	
リース資産及びリース負債の計上方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 借手の会計処理の全般的な考え方（費用配分の考え方）」で、利息相当額を控除しない方法を採用した場合は、【リース料総額（割引前金額）】を採用することではどうか。 ■ 利息相当額を控除する方法による場合は、現状の実務指針を踏襲して、以下としてはどうか。 <p>【現状の実務指針】</p> <p>貸手の物件購入額等が明らかな場合は、以下のいずれか低い額</p> <p>✓ リース料総額の現在価値（割引率は、貸手の計算利率を知り得る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸手の物件購入価額、計算利率は通常開示されないため、それを前提としたルールは実態を反映しないのではないかと。 ■ 貸手の購入価額又は見積現金購入価額を、リース資産の時価として整理するか。

審議事項（５） - １

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
	<p>場合は当該利率を、知りえない場合は借手の追加借入利率を用いる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 貸手の物件購入額等 <p><u>貸手の物件購入額等が明らかでない場合は、以下のいずれか低い額</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ リース料総額の現在価値（割引率は上記と同様） ✓ 見積現金購入価額 	
リース資産の償却	<p>現行の実務指針の方法を踏襲して、以下としてはどうか。</p> <p>償却方法＝リース資産については、自己の所有している固定資産と異なる償却方法（定額法、級数法等）を設定可能とする。</p> <p>【対案：自己の所有している固定資産と同様の償却方法】</p> <p>償却年数＝リース期間による償却とする。</p> <p>【対案：物件の耐用年数による償却】</p> <p>残存価額＝ゼロ又は借手の残価保証額とする。</p> <p>【対案：自己の所有している固定資産と同様の残存価額とする。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 残価ゼロの場合が多く、定率法は実務的に難しい。むしろ、リースの性格を考えると定額法を原則にすべきではないか。 ■ 支払リース料から支払利息相当額を控除した額を減価償却費とする方法（逡増）は考えられないか。
開示	<p>以下の項目について、貸借対照表注記としてはどうか。</p> <p>ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> • 有形固定資産の各貸借対照表残高に含まれるリース資産の主要種類の取得原価総額及び減価償却累計額総額（移転、移転外の区分ごと） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸借対照表の表示方法も検討すべきである。 ✓ 資産：各勘定に含める方法、リース資産一本で表示する方法

審議事項（５） - １

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
	<p>オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 未経過リース料 <p><参考：国際会計基準における開示項目></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資産の種類別の帳簿価額 2. 最低リース料総額とそれらの現在価値の調整、及びそれらの期間別内訳（１年内、１年超５年内、５年超） 3. 各期に発生した変動リース料 4. 解約不能の転貸リースに基づいて将来受け取る最低リース料総額 5. リース契約条件の一般的な記述（以下を含む）：変動リース料の算定基礎、更新又は購入選択権・エスカレーション条項の有無、配当・借入・追加リースの制限などの条項 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 負債：表示科目、ワンイヤールールの適用 ■ リース資産については、BS は有形固定資産、無形固定資産 1 本で表示するほうが、むしろわかりやすいのでは。注記も強制するほどのニーズはないのではないか。 ■ 借入金明細表、有形固定資産明細表の記載との関係も整理すべき。 ■ 所有権移転ファイナンス・リースについては、割賦購入と同様と考えるのであれば、注記は不要ではないか。 ■ 会社法の開示との関係を整理すべきではないか。
リース会計基準改訂する際の適用初年度の取扱い	<p>リース会計基準設定時の取扱い（監査委員会報告第 54 号リース取引に係る監査上の取扱い）と同様としてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 会計処理を変更する期より以前に開始されたリース取引については、引き続き賃貸借取引に準ずる会計処理を採用することを認めてどうか。その場合には、当該部分について現状要求されている注記（売買取引に準じた会計処理を適用した場合の情報）を継続するこ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 左記の方法のほかに、会計処理を変更する期より以前に開始されたリース取引については、利息相当額を考慮せずに未経過リース料総額で計上する方法が考えられる。

審議事項（５） - １

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

項目	事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
	<p>ととしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 会計処理を変更する期より以前に開始されたリース取引について売買取引に準ずる処理に変更する場合、適用初年度の期首における未経過リース料残高相当額を取得価額とし、期首に取得したものとして扱うことができるとしてはどうか。 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ■ 転貸の取扱いについて、検討を行うべきである。 ■ 金融商品会計基準との関係について整理すべきである。

3. 現在までの議論の要約(所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する中小企業の取扱い)

事務局提案たたき台	専門委員会における主なコメント
<p>中小企業への適用に対する考え方は、以下で良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ すべての株式会社は、公正なる会計慣行を斟酌して計算書類を作成することが義務付けられている(商法第32条第2項)。 ■ ASBJの公表する企業会計基準等は、「公正なる会計慣行」に含まれる。同様に本年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」(日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会の4団体名で公表)も「公正なる会計慣行」として中小企業が適用することが推奨されている。 ■ 「中小企業の会計に関する指針」では、基本的には中小企業であっても会計基準を適用するスタンスだが、中小企業においては、コストベネフィットを考慮した簡便的な会計処理を採用することも容認している。したがって、リース会計基準・適用指針の具体的内容が大筋で固まった時点で、中小企業にとってのコストベネフィットを考慮した場合に、一律に公開企業と同様の会計処理を強制することが適切かどうかに関して、「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会及び同専門委員会検討を行うと想定される。 ■ ASBJも同作成検討委員会及び同専門委員会にメンバーを出しており、また、中小企業に配慮することは企業会計基準委員会で確認されていることから、その場では、積極的に議論に参加する。 ■ 仮に一定の場合にオンバランスする方向で会計基準、適用指針の内容が固まった場合には、その考え方を逸脱しない範囲で、中小企業の過重負担にならないような提案をすることになるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 左記の「中小企業の会計に関する指針」の適用対象とならない非公開企業大会社及びその子会社については、重要性に関わらずに、簡便的な取扱いを認めても良いのではないかと(2.借手の処理参照)。 ■ 「中小企業の会計に関する指針」では、連結子会社が対象外となっているが、実務面の配慮が必要な点は同様であり、適用範囲を検討頂きたい。 ■ 過重負担にならない案を提案する上では、オペレーティング・リース取引とすることを提案して欲しい。